（独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令の一部改正）

第三十条　独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第五号を次のように改める。

五　削除

第十四条第二項を次のように改める。

2　前項の場合において、覚せい剤取締法第三十五条第一項、医療法施行令第一条及び看護師等の人材確保の促進に関する法律施行令第二条中「主務大臣」とあるのは、「独立行政法人労働者健康福祉機構」と読み替えるものとする。

（独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令の一部改正）

第三十一条　独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号を次のように改める。

一　削除

第十八条第一項第十一号を次のように改める。

十一　削除

第十八条第一項第二十五号中「（同条の表第七条第三項の項を除く。次項の表において同じ。）」及び「（同条の表第三条の三の項及び第四条第二項の項を除く。次項の表において同じ。）」を削り、同条第二項の表児童福祉法第二十条第五項の項及び母子保健法第二十条第五項の項を削り、同表医療法施行令第一条の項を次のように改める。

医療法施行令第一条	主務大臣	独立行政法人地域医療機能推進機構

第十八条第二項の表医療法施行令第四条の五の項を削り、同表保健師助産師看護師法施行令第二十一条の表第十三条第一項の項、第十三条第二項の項及び第十四条の項の項上欄中「第十四条」を「第十四条第一項」に改める。

（社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第三十二条　社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行令第二条及び第十一条第一項の改正規定中「及び第十一条第一項」を削り、同改正規定の次に次のように加える。

第三条中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号」に改める。

第十一条第五項中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号」に、「法第四十条第二項第一号」を「同項第四号」に改める。

第二条のうち社会福祉法施行令第四条第四号の改正規定中「第四条第四号」を「第十三条第四号」に改める。

（高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令の一部改正）

第三十三条　高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第十号を次のように改める。

十　削除

第十六条第二項の表母子保健法第二十条第五項の項を削り、同表医療法施行令第一条及び第四条の五の項上欄中「及び第四条の五」を削り、同表保健師助産師看護師法施行令第二十一条の表第三条第一項の項、第十三条第二項の項及び第十四条の項の項上欄中「第十四条」を「第十四条第一項」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第三十四条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の二十六第一項中「助言」の下に「、同法第十三条第二項第一号並びに同令第三条の二第二項から第七項まで、第十項及び第十一項の規定による同号の施設及び講習会（第百七十四条の四十九の二第一項第五号において「指定児童福祉司養成施設等」という。）の指定等」を加え、同条第七項中「児童相談所長」と」の下に「、同法第二十一条の五の二十六第二項及び第二十一条の五の二十七第五項（これらの規定を同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係指定都市の市長」と、同法第二十一条の五の二十六第三項及び第四項（これらの規定を同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と」を加える。

第百七十四条の二十八第一項中「身体障害者福祉司」という。）の設置」の下に「、同法第十二条第五号の規定による施設の指定」を加える。

第百七十四条の三十の三第一項中「知的障害者福祉司」という。）の設置」の下に「、同法第十四条第五号の規定による施設の指定」を加える。

第百七十四条の三十二第三項中「これを」と」の下に「、同法第五十一条の三第二項及び第五十一条の四第五項中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係指定都市の市長」と、同法第五十一条の三第三項及び第四項並びに第五十一条の三十二第三項中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、同条第二項中「厚生労働大臣又は都道府県知事」と、「以下この項及び次条第五項」とあるのは「次条第五項」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係指定都市の市長」と、「、都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市町村長と、指定都市の長が同項の権限を行うときは関係都道府県知事と密接な」とあるのは「密接な」と、同条第四項中「、都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「又は都道府県知事」と、同法第五十一条の三十三第五項中「、都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係指定都市の市長」と」を加える。

第百七十四条の三十四第一項中「事務（」の下に「同法第四十八条第六項第三号及び同令第十五条から第二十条までの規定による同号の養成施設（第百七十四条の四十九の十四第一項において「登録養成施設」という。）の登録等、同法第四十八条第六項第四号並びに同令第二十一条、第二十四条第三項、第二十五条、第二十六条、第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条第一項及び第三十四条の規定による同号の講習会（第百七十四条の四十九の十四第一項において「登録講習会」という。）の登録等、」を、「制定」の下に「並びに同令第九条第一項第一号及び同条第二項において準用する同令第十五条から第二十条までの規定による同号の養成施設の登録等」を加える。

第百七十四条の三十五を次のように改める。

（医療に関する事務）

第百七十四条の三十五　地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する医療に関する事務は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四章第一節から第三節まで並びに医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第四条第一項及び第四条の二の規定により、都道府県が処理することとされている事務（診療所及び助産所に係る同法第七条第一項及び第二項、第八条、第八条の二第二項、第九条、第十二条、第二十四条第一項、第二十五条第一項及び第二項、第二十五条の二、第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項及び第二項並びに第三十条並びに同令第四条第一項及び第四条の二の規定による開設の許可等、診療所に係る同法第七条第三項、第十五条第三項、第十八条、第二十一条第二項及び第二十三条の二の規定による病床の許可等、同法第七条の二第三項から第六項までの規定による条例の制定等並びに同法第四条第一項に規定する地域医療支援病院に係る同法第十二条の二並びに第二十九条第三項及び第五項の規定による報告書の受理等、同法第二十四条第一項の規定による制限等の命令（同法第二十二条に掲げる施設に係るものに限る。）並びに同法第二十五条第一項及び第二項の規定による報告の徴収等（同法第二十二条に掲げる施設及び記録に係るものに限る。）に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。